

# 在宅医療運用規定

## 第1条 対象者

対象者は以下の項目を満たしている患者さんとなります。

- ① 基礎疾患の病状が在宅管理で安定しており、当院がかかりつけであること、  
または担当している在宅医との連携が十分に取れていること
- ② 退院前カンファレンスおよび当院の受け入れ検討会を経ていること  
※既に在宅療養中の方はご相談ください。
- ③ 新たな病態の変化や感染症がないこと
- ④ 生後6ヶ月以上であること
- ⑤ 通院することが難しい状況であること
- ⑥ 訪問看護との連携がとれる状況であること
- ⑦ 基幹病院との連携がとれており、緊急時の受け入れが確約されていること

## 第2条 手続き

事前に診療情報提供書等を提出いただき、退院前カンファレンスを開催し、当院の検討会を経て受け入れが可能かどうかの審査が必要です。

※既に在宅療養をされている方はご相談ください。

## 第3条 当院の訪問診療でできること

- ・胃ろう交換 ・経鼻経管栄養 ・在宅中心静脈栄養（HPN）・在宅酸素療法
- ・在宅人工呼吸器 ・気管切開カニューレ ・膀胱留置カテーテル
- ・麻薬処方

※上記以外の対応についてはご相談ください。

## 第4条 緊急時の対応について

緊急時、状態の変化があった際は、訪問看護ステーションにご連絡ください。医師の指示、往診等が必要な場合は訪問看護ステーションより、当院に連絡が入り、対応する流れとなります。在宅医療での対応が難しい場合は、連携する基幹病院への救急搬送となります。

## 第5条 訪問診療の範囲

原則として対応地域は16キロ圏内となり、交通費はいただきません。  
16キロを越える場合はご相談ください。